

只見町公告第28号

入札公告

次のとおり一般競争入札を行うので、只見町財務規則（昭和58年3月28日規則第7号）第112条の規定により公告する。

令和6年12月13日

只見町長 渡部 勇夫

1 競争入札に付する事項

(1) 調達物品名及び数量（別紙、入札説明書による）

- ①只見町朝日診療所ほか1施設で使用する電力約609,500キロワットアワーの供給
- ②只見町学校給食センターで使用する電力約155,600キロワットアワーの供給
- ③只見町立只見小学校ほか2施設で使用する電力約248,800キロワットアワーの供給
- ④只見地区浄化センターほか2施設で使用する電力約756,600キロワットアワーの供給
- ⑤只見町役場駅前庁舎ほか2施設で使用する電力約300,200キロワットアワーの供給
- ⑥只見町奥会津学習センターほか1施設で使用する電力約216,900キロワットアワーの供給

(2) 調達物品の内容等 入札説明書による。

(3) 供給場所 只見町朝日診療所ほか13施設（入札説明書による）

(4) 供給期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(5) 入札方法

(1)について①～⑥のグループごとに総価で入札する。

なお、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、開札の日において、次に掲げる資格要件の全てを満たす者とする。

- (1) 指定の期日までに電力供給契約入札申込書を提出した者であり、只見町の物品競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づき一般競争入札に参加することができないとされている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき、小売電気事業者としての登録を受けている者であること。
- (6) 供給期間の開始日までに電気供給の体制を整備できる者であること。
- (7) 事故発生時等に緊急対応可能な体制を整備できる者であること。
- (8) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - エ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ ウからカに掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

3 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び入札手続に関する問い合わせ先

〒968-0421

福島県南会津郡只見町大字只見字町下 2591-30

只見町役場 総務企画課 財政係

電話 0241-82-5210 FAX 0241-82-2117

電子メール zaisei@town.tadami.lg.jp

(2) 只見町競争入札参加資格申請書類について

下記の只見町ホームページからダウンロードすること。

<https://www.town.tadami.lg.jp/>

(3) 電力供給契約入札申込書及び只見町競争入札参加資格申請書の提出

入札参加者は、電力供給契約入札申込書及び競争入札参加資格確認申請書を令和 7 年 1 月 14 日 (火) 12 時までに、第 1 号に掲げる場所に持参又は郵送により提出し、確認を受けること。

なお、只見町競争入札参加資格のうち「電力供給」で入札参加資格を付与された者は、只見町競争入札参加資格申請書の提出を省略することができる。

ただし、現在の登録内容に変更があるときは、変更届及び所定の添付書類を提出すること。

(4) 質疑書の提出期間、場所及び提出方法

質疑書は、令和 7 年 1 月 7 日 (火) 12 時までに、第 1 号に掲げる問い合わせ先に提出すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

日時：令和 7 年 1 月 22 日 (水) 13 時 30 分

場所：只見町大字只見字町下 2591-30

只見町役場町下庁舎 2 階中会議室

(6) 入札書の提出方法

第 5 号に掲げる日時及び場所に持参し、入札会に参加すること。

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金：免除

(2) 契約書作成の要否：要

(3) 入札の無効：第 2 項に掲げる入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(4) その他：詳細は、入札説明書による。

【掲示期間 令和 6 年 1 2 月 1 3 日から令和 7 年 1 月 1 4 日まで】